

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】DC法施行規則・通知の一部改正について
(7月28日公布・発出分)

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年7月28日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（厚生労働省令第127号）（※1）が公布されました。

併せて、通知「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」（年発0728第3号）（※2）が発出されました。

※1 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（厚生労働省令第127号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812529.pdf>

※2 通知「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」（年発0728第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812532.pdf>

今回の内容は、省令として、

- (1) 運用商品除外に係る同意取得、
- (2) 事業主報告書の見直し

通知として、

- (3) 運用商品の除外方法の改善

に関するものです。

(1) 運用の方法の除外に係る同意取得について（施行日：2021年7月28日）〔省令〕

事業主等が運用商品を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用商品を選択している加入者等の3分の2以上の同意を得なければならないとされていますが、「厚生労働省令で定める事由」により当該運用方法を除外しようとするときは、この限りではない（確定拠出年金法第26条第1項）、とされています。この「厚生労働省令で定める事由」として、今回の省令にて以下が追加されております。

一 運用の方法が令第15条第1項の表の二の項ロ、ハ又はニに掲げる方法である場合（信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託等）にあつては、当該信託が信託約款に基づいて終了して償還されたこと一

これにより、信託商品についても、信託約款に基づいて繰上償還される場合も、加入者等の同意が不要となります。

(2) 事業主報告書（業務報告書）の見直しおよび提出方法の変更について
（施行日：2022年3月1日）〔省令〕

事業主が事業年度ごとに提出していた事業主報告書について、2022年3月1日以後に終了する事業年度に係る事業主報告書より、記載事項、提出方法、および提出先が以下のとおり改められます。

【現行】

地方厚生（支）局長宛に、様式第7号を使用し提出。

【施行後】

記録関連運営管理機関（RK）を通じて、改正後施行規則第27条第1項に定められた事項について、電磁的方法により厚生労働大臣に提出。

また、厚生労働省の公式HP（※3）においては、以下のとおり付言されています。

「改正前の業務報告書から削除した事項のうち、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」（いわゆる継続投資教育）など事業主に課せられた努力義務については、概ね5年に1度程度で地方厚生（支）局からの依頼に基づき、事業主から履行状況を報告していただき、その実施を促していくこととしました。」

※3 厚生労働省公式HP「2020年の制度改正」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html>

なお、事業主報告書の見直しについては、当社が運営管理機関の事業主様については、別途詳細をご連絡させていただく予定です。

<参考>通知「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」
（年発 0728 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812530.pdf>

(3) 運用商品の除外方法の追加について（施行日：2021年7月28日）〔通知〕

事業主等が運用商品を除外しようとするとき、これまで、除外することが決定した運用商品は、新たに購入することが停止されるとともに、加入者等が既に保有している運用商品を売却する必要がありました。今回の通知にて、運用の方法の除外方法として、保有している運用商品を売却せずに新規購入のみを停止する除外を行うこともできるよう、選択肢が追加されました。

<参考>通知「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」（年企発 0728 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812535.pdf>

事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812540.pdf>

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202107-170-0201-D